

法学委員会委員会分科会の設置について

分科会等名：法学委員会「リスク社会と法」分科会

|   |                                     |  |
|---|-------------------------------------|--|
| 1 | 所属委員会名<br>(複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。) | 法学委員会  |
| 2 | 委員の構成                               | 20名以内の会員又は連携会員   |
| 3 | 設置目的                                | 現代社会はさまざまな自然のおよび人為的リスクにあふれており、その多くは発生は蓋然性を予想することすら困難である。危険発生に関する一定程度の予測可能性の存在を前提とする伝統的な法律学の枠組みによっては、こうしたリスクへの対処は困難であり、環境法学、社会保障法学、情報法学、国際法学など、多くの法分野において新たな課題を提起している。本分科会においては、リスクが提起する多様な法分野にまたがる課題を多角的に分析するとともに、その解決の方向性を示すことを目的とする。場合によっては、他の委員会との連携の可能性をもはかることとする。 |
| 4 | 審議事項                                | リスク社会が法律学に提起する諸課題の審議に関すること   |
| 5 | 設置期間                                | 時限設置 年 月 日～ 年 月 日<br>常設  |
| 6 | 備考                                  |  |